

# 明治学院大学情報ネットワーク研究・教育利用細則

1995年11月15日 大学評議会承認

2000年1月19日 大学評議会承認

## (目的)

第1条 この細則は、明治学院大学情報ネットワーク規程第8条に基づいて、本学情報ネットワーク(以下「MAIN」という。)の研究・教育および関連業務の推進のための利用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

## (情報センターの管理範囲)

第2条 情報センターは、以下の事項を管理する。

- (1) 各室情報コンセントまでのMAINのハードウェアおよびソフトウェア
- (2) 情報センターが管理するネットワーク設備
- (3) JPNICによって与えられたIPアドレス、およびドメイン

## (申請資格)

第3条 以下の者はこの細則によりMAINの利用を申請できる。

- (1) 本学の教員(助手、副手等を含む)
- (2) 本学の大学院生、研究生、学部学生、科目等履修生
- (3) 学院、学部、研究所等から願い出があった者または機関ただし、(3)については、代表者を通じて申請するものとする。

## (接続の申請)

第4条 自己が管理するコンピュータをMAINに接続しようとする者または機関の代表者は、所定の接続申請書を情報センター長宛に提出しなければならない。

## (接続に関する事項)

第5条 コンピュータをネットワークに接続するための作業は利用者が行い、そのために必要な費用は利用者負担とする。

## (IPアドレス及びドメインの利用申請)

第6条 情報センターが管理するIPアドレスおよびドメインを利用しようとする者は、所定の利用申請書を情報センター長宛に提出しなければならない。

- 2 取得できるIPアドレスおよびドメインは、原則として一人一個とする。

## (利用の期間および継続)

第7条 利用を認められる期間は、申請書提出の年度を越えることはできない。大学院生・学部学生で継続して利用を希望する場合は利用状況報告書の提出により、在学中に限り継続利用できる。ただし、専任教員(助手、副手等を含む)は退職時まで自動的に更新される。

## (届出の義務)

第8条 MAINの利用者は、以下に該当する事由が生じたときは、その旨を速やかに情報センター長宛に届け出なければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更を生じたとき
- (2) 申請書にかかわる利用を終了または中止したとき

(円滑な運用)

第9条 情報センター長は、M A I Nの円滑な運用を図るために、以下の権限を有する。

- (1) 利用者に対して必要な勧告と要請を行う。
- (2) 利用者一人あたりの資源の利用に上限を設ける。
- (3) 利用するプロトコルおよびデータ通信量を制限する。
- (4) 明治学院大学情報ネットワーク規程、本細則等に違反する行為があった時、その利用者の利用を停止または取消しする。

(費用の負担)

第10条 M A I Nの利用にあたって、学内利用者は負担を免除する。学外利用者に対しては情報センター長が別に定める費用を請求することができる(別表1)

(利用者の責任)

第11条 M A I Nの接続利用に係る責任は利用者が負うものとする。

(禁止事項)

第12条 M A I N上での以下の行為を禁ずる。

- (1) セキュリティの破壊行為
- (2) M A I Nの正常な運用を妨げる行為
- (3) ネットワークに重大な支障をきたす行為
- (4) 許可のないプロトコルの使用
- (5) N I C・J P N I Cの定める規則に違反する行為
- (6) 情報資源への不法侵入を目的としたプログラムの作成および配布行為
- (7) プライバシーの侵害行為
- (8) 特定の個人や団体に対する誹謗中傷
- (9) 虚偽の情報を公開する行為
- (10) 第三者のデータを改竄したり、破壊する行為
- (11) 物品販売等の商行為
- (12) 公序良俗および社会慣行に反する行為
- (13) 本学諸規程(学則、就業規則等)に違反する行為
- (14) 第三者の知的所有権(著作権等)を侵害する行為
- (15) 他人の名を詐称しネットワークを利用する行為
- (16) その他法令等で禁止されている行為

(Web ページ)

第13条 情報センターが管理する WWW サーバを利用する Web ページについては以下の通り取り扱う。

- (1) 情報センター長の許可を受けた本細則第3条に定められた申請資格を有する者は、申請者本人を開設責任者として Web ページを開設できる。
- (2) 本学専任教員が開設責任者となって申請した学生団体・ゼミ団体は Web ページを開設できる。
- (3) 各コンテンツごとの管理・運営および Web ページの内容は開設責任者が全責任を負う。
- (4) 卒業・退職等で利用資格を失った時は当該 Web ページは削除される。
- (5) Web ページ開設責任者は情報センター長に届け出たメールアドレスをその Web ページに

明示しなければならない。

( 6 ) 情報センター長は開設された Web ページの学外公開を制限することができる。

( 7 ) 本細則第 1 2 条に違反した場合は情報センター長は当該 Web ページの公開を停止することができる。

( 免責 )

第 1 4 条 MAIN が提供するサービスに関し、遅延もしくは中断によって生じた損害に対し情報センターは責任を負わない。また、常時稼動運用を保證するものではない。

( 雑則 )

第 1 5 条 本細則に定めのない事項が発生した場合は、情報センター委員会で審議し情報機器等利用計画本部会議の承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合は情報センター長が対処し学長に報告するものとする。

( 改廃 )

第 1 6 条 この細則の改廃は情報センター委員会および情報機器等利用計画本部会議の承認を得るものとする。

付 則

4 2000 年 4 月 1 日一部改正施行。この改正に伴い明治学院大学情報ネットワーク学生利用内規は廃止する。